

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年2月まで

私は、昭和45年5月ごろ、A市役所から国民年金保険料の未納の通知が届き、特例納付ができることを知った。市役所に相談に行き、ボーナス時期に3回に分けて納付することにして、後日市役所に現金を持参し納付したことをはっきり覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は国民年金の強制加入期間である上、申立人が、未納となっていた国民年金保険料を3回に分けてボーナスで納付したと主張する昭和45年6月ごろ、同年12月ごろ及び46年6月ごろは、第1回目の特例納付の実施期間（45年7月から47年6月まで）とほぼ重なっていることから、その点で不自然さは無い。

また、申立人は、未納となっていた申立人の妻の国民年金保険料についても一緒に納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、妻の昭和42年4月及び43年1月から同年3月までの保険料は、第1回目の特例納付で納付されていることが確認できる。

さらに、納付が免除されていた申立人の妻の昭和43年度及び44年度の保険料は、昭和48年12月25日に追納されていることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から 59 年 6 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 57 年 3 月、会社を退職した時、職場の厚生課の指導もあり、近くにある A 市役所の B 支所で、国民年金に自分で届出し加入したと思う。

保険料は、C 農業協同組合 D 支所か E 銀行 F 支店で、納付書により四半期ごとに納付していた。

当時、夫の収支は自分が管理していたので、夫婦に送られてきた納付書で自分が夫婦二人分の保険料を納付していた。二つの申立期間について夫の記録は納付済みとなっており、自分の記録だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間直前の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付しており、当該申立期間についても社会保険事務所から納付書が発行されたことが推認でき、納付することは可能である上、当該申立期間後の保険料に未納は無いことから、E 銀行 F 支店で納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①について、申立人は、前の職場を退職後、昭和 57 年 3 月に国民年金への加入手続を行い、四半期ごとに保険料を納付していたと主張するが、A 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人に係る名簿の作成日は 61 年 10 月 8 日となっており、この時に新規で被保険者資格を取得したことが確認できることから、当該申立期間は時効のため制度上納付することはできない。

また、申立人が当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年3月まで

申立期間当時は県外の学校に通っていたので、国民年金の加入手続及び保険料の納付は母親がしてくれていたと思う。昭和52年に結婚した後も保険料はしばらく母が納付してくれていた。

A銀行B支店の領収書が見付かったので提出する。

母は既に亡くなっており話を聞くことはできないが、母の性格から納付していないことはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和51年10月30日に払い出されており、申立期間についての納付は過年度納付となる。申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付は母親（故人）が行っていたと主張するところ、その母親は、36年に国民年金に任意加入し、昭和37年度以降、55年の60歳に至る月までの保険料の納付に未納は無いことから、納付意識の高かった母親は申立人の納付書が交付されていたとすれば保険料を納付していたものと推察される。

一方、申立期間のうち、昭和44年12月から49年6月までの期間については、時効により納付することができない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで
昭和48年11月2日に申立期間の国民年金保険料をA町（現在は、B町）の年金担当係に納めた。その際に交付された預り証を所持している
ので、当該期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料は、すべて納付している上、納付したすべての期間の領収書等を所持していることから、当該期間のみ未納であるとは考え難い。

また、申立人は、A町が昭和48年11月2日に発行した国民年金保険料の預り証を所持しているが、当該預り証には納付目的や年月日の記載が無く、B町では国民年金被保険者名簿（紙名簿）を保管していないことから、預り証が申立期間の保険料のものであったかどうか確認はできないものの、当時申立期間の保険料は過年度納付となることから、A町が預り証を発行した可能性もうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月及び同年12月

ねんきん特別便の通知書に、国民年金保険料を納付した期間が未加入と記載されていたので、社会保険庁に照会したところ、申立期間については、加入が確認されないとの回答があった。この時は社会保険事務所に手続方法を確認しており、平成3年10月に転居しているのが原因で未納となっているのではないかと思われ、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く2度の国民年金加入期間についてはすべて保険料を納付しており、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っていることから、申立人の納付意識は高いと考えられる。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻の保険料は、納付されていることが確認できることから、申立人の2か月分のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年8月30日から26年4月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月から同年5月まで
② 昭和25年8月30日から28年10月まで

私は、申立期間①について、B町にあったC社D事業所に勤務した。希望していた船員には採用されなかったため3か月ほどで退職したが、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、昭和25年5月から28年10月ごろまでA社に勤務したが、資格喪失日が25年8月30日となっており、同日から28年10月までは未加入となっている。

同じ船に乗り、同様の業務に従事していた同僚は、申立期間について厚生年金保険の加入記録があるのに、私の記録が無いのは納得がいかない。申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、同僚2名の証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該同僚2名のうちの1名は、申立人と同年齢であり、同じ船で同様の業務に従事しており、昭和23年9月16日から26年4月20日まで厚生年金保険の記録が確認できる。

さらに、当該同僚は、「海技士の試験を受けるため、申立人と一緒に

退職して講習会を受け、海技士の試験には同じ時期に合格した。」と証言しており、申立人の主張と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和 25 年 8 月 30 日から 26 年 4 月 20 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間②のうち昭和 26 年 4 月 20 日から 28 年 10 月までの期間については、申立人と同様の業務に従事し、海技士試験の講習会を受けるため同時に退職したとする同僚においても厚生年金保険の加入記録が認められない。

また、申立期間②のうち昭和 25 年 8 月から 26 年 3 月までの標準報酬月額については、A 社における上記同僚の社会保険事務所の記録から 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち昭和 25 年 8 月から 26 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の息子は、事業主及び事務担当者は既に死亡しており、当時の資料も保存されていないことから不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、C 社 D 事業所において、昭和 22 年当時の人事記録は保管されていないため、申立人の在籍を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する C 社 D 事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和 13 年 6 月 11 日に 2 名、22 年 11 月 1 日に 137 名が被保険者として資格を取得しており、13 年 6 月 12 日から 22 年 10 月 31 日までの間に資格を取得している者はおらず、申立人の氏名も見当たらない。

さらに、申立期間①当時の当該事業所の従業員数について、申立人は「110 名ぐらい」としており、また、当時、当該事業所に勤務していた者も「百数十名ぐらい」と証言しているところ、当該事業所で昭和 22 年 11 月 1 日に被保険者の資格を取得している者は 137 名であることから、昭和 13 年 6 月 12 日から 22 年 10 月 31 日までの期間、当該事業所は厚生年金保険の資格取得届を提出していなかったことが推認される。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による

給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA局B事業所は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち昭和36年4月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事業所における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年8月27日まで
厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらいました。

私は、昭和36年4月1日にA局B事業所に正規職員として採用されました。同年7月末日までは定員外職員として厚生年金保険加入、同年8月1日からは定員内職員として共済組合に加入したと記憶しています。

同じ昭和36年度採用で、同じ仕事内容の同僚が厚生年金保険に加入しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する辞令書及びA局からの回答によると、申立人が昭和36年4月1日からA局B事業所に常用の作業員として雇用され、同年8月1日から定員内職員となったことが確認できることから、申立期間について継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和36年度に採用になり、近隣の各事業所に配属になったとする同僚について社会保険庁の記録を確認したところ、昭和

36年4月1日から同年8月1日までは厚生年金保険の被保険者期間であり、同年8月から共済組合に加入していることが確認できる。

したがって、事業主は、昭和36年4月1日から同年8月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を有していたと認識していたものと考えるのが自然である。

これらのことから、申立人が申立期間のうち、昭和36年4月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年8月1日から同月27日までの期間については、A局は、各事業所の職員については定員内職員となった時点から共済組合に加入させていたとしていることから、B事業所では申立人が定員内職員となった同月1日からは共済組合に加入し、厚生年金保険の被保険者としては取り扱っていなかったものと考えられる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B事業所は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は国の事務所であり、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る昭和36年4月から同年7月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月5日から41年7月1日まで
脱退手当金を受給したことになっていることをねんきん特別便で初めて知った。

結婚のため昭和41年6月30日に会社を退職した。脱退手当金が支給されたとする同年12月28日は、夫の実家でお正月の準備をしていた。その後も脱退手当金は受け取っていない。

どのような方法でどこに支払われたのか、私が受け取ったとすることを証明してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票において、昭和35年4月1日から申立人が退職した41年6月30日までの間に厚生年金保険の資格を取得した245名（いずれも女性）のうち、申立人の資格喪失日の前後各2年以内に退職し、脱退手当金の受給要件を満たす23名について調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め3名であり、このうち資格喪失後1年以内に支給決定を受けている者が2名、1年を超えている者が1名であり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会をしたところ、A社C支店にて昭和47年4月1日に資格喪失し、同社B支店にて同年5月1日に資格取得となっており、空白期間が生じている。

A社には昭和45年4月に入社してから平成18年10月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当該事業所が保管している申立人に係る在籍記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に申立期間も継続して勤務し（昭和47年4月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から57年9月まで

私は、国民年金保険料の納付状況について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間に係る保険料の納付事実を確認できないとの回答をもらった。

昭和50年11月に国民年金に強制加入し、54年8月に結婚した後も継続して国民年金に任意加入して保険料を納付してきた。

昭和61年4月に第3号被保険者になるまで、保険料を途切れることなく納付してきたのは確かである。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄をみると、昭和50年11月1日に国民年金に強制加入し、結婚した54年8月*日に任意加入に種別変更がなされているが、56年1月10日に被保険者資格を喪失し、その後、57年10月13日に任意加入して被保険者資格を再取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

また、申立期間当時居住していたA市が保管している国民年金被保険者名簿（紙台帳）でも、昭和50年11月1日に強制加入として取得した被保険者資格を56年1月10日に喪失した記載がある。

さらに、上記被保険者名簿では、保険料の納付状況を記録する昭和56年1月の欄に「㊦」のゴム印が押されており、同年1月以降の保険料の納付記録が無いところ、A市は、同年1月10日に被保険者資格を喪失したため、同年1月から納付不要ということでゴム印を押したと思われる旨回答している。

加えて、社会保険庁の記録では、申立期間について保険料が納付されたことが確認できない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月及び同年 8 月

私は、国民年金保険料については、平成 10 年 9 月 20 日にワーキングホリデーで A 国に行くまで、B 区役所から送られてきた納付書により自分で毎月納付していた。同年 6 月までの国民年金保険料は納付済みとなっているのに、申立期間だけが未納となっているのは納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については毎月納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、国民年金法が定める納付期限（翌月末日）と比較すると 1 か月から 2 か月遅れで納付することが多かったことが確認できるとともに、申立期間直前の平成 10 年 5 月及び同年 6 月の保険料も納付期限から 1 か月遅れて納付されている。

また、社会保険庁の記録では、申立人について平成 12 年 9 月 6 日付けで国民年金保険料の納付書が作成されており、申立人の国民年金加入期間のうち保険料が未納となっているのは申立期間のみであるため、当該納付書は申立期間に係る過年度納付書であると考えられる。

しかしながら、当該納付書が発行された当時、申立人は既に A 国から帰国し、C 市に居住していたが、社会保険庁が保管する申立人に係る国民年金記録上の住所は従前の B 区のままとなっており、上記納付書は B 区の旧住所に送付されたため、申立人は受け取っていない可能性が高く、申立期間の保険料を納付することができなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 58 年 12 月に A 社を退職した後、B 市役所で国民健康保険とともに国民年金に加入した。同年 12 月から 59 年 12 月までの保険料は、妻の分も合わせて、3 回に分けて合計 18 万円ほど納付し、60 年 1 月から同年 6 月までの保険料は、毎月 7,100 円ずつ納付したはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和 58 年 12 月から 59 年 12 月までの保険料は、妻の分も合わせて、3 回に分けて合計 18 万円ほど納付し、60 年 1 月から同年 6 月までの保険料は、毎月 7,100 円ずつ納付した。」と主張しているが、いずれの期間についても国民年金法が定める保険料額と一致しない。

また、申立人は、A 社を退職した昭和 58 年 12 月の時点で、旧船員保険法上の老齢年金の受給資格期間（被保険者期間 15 年以上）を満たしており、申立期間については国民年金への加入が任意であるところ、社会保険庁及び B 市のいずれの記録も、61 年 4 月より前における申立人の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間においてともに保険料を納付したとする申立人の妻についても、申立期間は社会保険庁及び B 市のいずれの記録も未加入となっている上、所持する年金手帳の資格記録欄に加入記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月から56年3月まで

昭和51年の初めごろ、母親がA市役所B支所で国民年金への加入手続をしてくれたと記憶している。

国民年金保険料の納付は母親に任せており、A市役所B支所かC農業協同組合D支所で納付していたと思う。

自身の保険料に未納は無く、納付意識の高い母親が、私の納付書が送付されてきたにもかかわらず、納付していなかったとは考え難い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年の初めごろに申立人の母が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれていたと思うと述べているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人に係る名簿の作成日は56年6月9日となっており、この時に新規で被保険者資格を取得していることとなっている上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、同年7月1日であることが確認できることから、申立期間のうち51年3月から54年3月までの期間は時効のため制度上納付することはできない。

また、昭和54年4月から56年3月までの期間に係る保険料の納付方法は過年度納付となるが、申立人が主張するようにA市役所B支所又はC農業協同組合D支所で納付することはできない。

さらに、申立人は、加入手続及び保険料の納付に全く関与していない上、国民年金について申立人の母から直接話を聞いた記憶は無いとしており、申立人の母も高齢のため覚えていないと答えている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 39 年 3 月までの期間、40 年 1 月から 41 年 3 月までの期間、57 年 7 月から 59 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料は、結婚後、妻が私の分と一緒に、A市の集金人や自宅に定期積金の集金に来ていたB銀行の行員を通じて納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、名簿作成日及び手帳発行日がいずれも昭和 41 年 9 月 8 日である旨記載されており、この時点では、申立期間①については、時効により納付することができない。なお、申立人は申立期間②、③及び④の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、同紙名簿では、申立期間②から④までについては未納となっており、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の妻も申立期間②及び③の期間は未納となっていることからすると、妻が当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人の妻は、平成元年 1 月 12 日に申立期間④の保険料として 4 万 2,600 円を現金納付したところ、時効期間納付のため、納付した保険料の還付送金（支払）通知書が、同年 4 月 28 日に社会保険事務所から申立人あてに送付されている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの期間、54年4月から同年12月までの期間及び57年7月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月から41年3月まで
② 昭和54年4月から同年12月まで
③ 昭和57年7月から59年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、結婚後、私が夫の分と一緒に、A市の集金人や自宅に定期積金の集金に来ていたB銀行の行員を通じて納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①ないし③については未納となっており、申立人の夫についても同期間が未納となっていることからすると、当該期間の保険料が納付されたとは考えにくい。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間①ないし③については未納となっており、申立人の夫の当該記録も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 10 日から 38 年 4 月 11 日まで
② 昭和 38 年 9 月 7 日から 39 年 1 月 27 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで

申立期間については脱退手当金を受給したとされている。

脱退手当金を受給していないことを証明するものは無いが、当時厚生年金保険に脱退手当金という制度があることすら知らなかった。

会社を退職するときには、会社からも社会保険事務所からも何の連絡や説明も受けておらず、今回脱退手当金を受給していることになっていることを初めて知った。私は脱退手当金を受給していないので調査・審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 1 日から 62 年 6 月 1 日まで

私が、昭和 60 年 12 月 1 日に A 事業所で再び正職員として仕事を始めた時は夜勤が無く給料は少なかったが、18 万円ぐらいの給料をもらっていた。

その後、B 事業所に移って勤務した時は、夜勤手当や自動車の利用による通勤手当 2 万 4,000 円が支給されていたので 1 か月の給料は 21 万円から 22 万円であった。

社会保険庁の記録にある 15 万円や 14 万円という標準報酬月額は低いと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所及び B 事業所は C 法人が経営しており、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の A 事業所における昭和 60 年 12 月 5 日時点の標準報酬月額は 15 万円であることが確認でき、61 年 10 月の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」によると、申立人の B 事業所における標準報酬月額は 14 万 2,000 円であることが確認できる。

また、申立人は、「正職員の給料は 18 万円であり、通勤手当額 2 万 4,000 円を含めると給料は 21 万円から 22 万円もらっていた。」と主張しているが、当該事業所が提出した申立人の昭和 61 年 10 月 1 日における「人事発令について」において、B 事業所の採用時の本俸が 15 万 6,800 円となっており、申立人の主張と相違している。なお、通勤手当に関しては当該事業所に資料は無く、照会した 3 人の同僚からも申立期間における

通勤手当についての証言は得られず、その額を特定することはできない。

さらに、申立てどおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。